商品説明書（融資）

新教育カードローン「ＷＥＢ完結型」（しんきん保証）

（2024 年 9 月 17 日現在）

１．商品名（愛称）	新教育カードローン「ＷＥＢ完結型」
［概要］	子弟・孫・被扶養者（以下、新教育カードローン保証基準において「子弟等」という）の在学中（卒業予定月まで）は貸越利用期間でお利息のみのご返済、ご卒業後は、卒業時の利用貸越極度に応じた定例元金、ならびにお利息のご返済をいただく商品です。
２．ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ① 子弟等が学校等に就学中または就学予定である方 ② 年齢が満２０歳以上の方 ③ 当金庫に普通預金口座をお持ちの方 ④ 安定継続した収入のある方 ⑤ 日本国籍を有する方 ⑥ 運転免許証またはパスポート（2020 年以前に発給され住所の記載があるもの）をお持ちの方 ⑦ 当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報機関において、不良な情報がない方 ⑧ 当金庫および（一社）しんきん保証基金の審査基準により審査し、貸出が適当と認めた方
３．資金使途	子弟等の就学にかかる以下の資金 ① 学校納付金（寄付金、学校債、滑り止め受験で合格した学校への入学金を含む） ② 付帯費用（受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、引越費用等） ③ ①または②を使途として,当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社（消費者金融を除く）から借入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
４．お借入金額	貸越極度額５０万円以上５００万円以内（１０万円単位） ※専用ローンカードにより、ＡＴＭ利用でお借入（出金）、ご返済（入金）することができます。 ※お客さまからの申出により、極度額の増額または減額をすることができます。
５．お借入期間	貸越利用期間、返済期間（貸越利用期限後）各お借入期間は以下のとおりです。 【貸越利用期間】　４年９カ月以内（１年毎の更新） ＊ただし、子弟等の卒業予定月の 10 日までです。 ＊医学部、薬学部等の６年制大学等の場合は、最長６年９ヶ月以内かつ在学予定期間内までです。 【返済期間（貸越利用期限後）】　１０年以内
６．担保･保証人	不要 （保証会社である（一社）しんきん保証基金が審査のうえ保証します）
７．ご返済方法	【貸越利用期間】　元金返済据置とし、お利息は、利息支払用預金口座から毎月ご返済いただきます（毎月 10 日）。 【返済期間（貸越利用期限後）】　卒業月の極度額に応じて定例元金返済となります。また、お利息は残高に応じてご返済いただきます（毎月 10 日）。

卒業時の極度額	定例元金返済額	卒業時の極度額	定例元金返済額
50 万円以下	6,000 円	250 万円超 300 万円以下	26,000 円
50 万円超 100 万円以下	10,000 円	300 万円超 350 万円以下	30,000 円
100 万円超 150 万円以下	14,000 円	350 万円超 400 万円以下	34,000 円
150 万円超 200 万円以下	18,000 円	400 万円超 450 万円以下	38,000 円
200 万円超 250 万円以下	22,000 円	450 万円超 500 万円以下	42,000 円

８．金利	・固定金利 ・お借入金利はお申込時ではなく、当金庫承認時の金利が適用されます。 ・現在の金利については、店頭またはホームページでご確認ください。
９．都度のご利用	お客さまのお手元にカードが届き次第、ご利用可能となりますが、ご契約日に限り店頭で出金可能です。 都度のご利用は、当金庫が定めたご利用限度額範囲内かつ千円単位となります。 なお、１日あたりのご利用限度額は当金庫が定めた範囲とします。

次頁に続きます

10. お申込時に ご用意いただくもの	① ご本人であることを確認できる運転免許証 ※運転免許証を取得されていない場合はパスポート（2020 年以前に発給され住所の記載があるもの） ② ご本人の年収を確認できる書類の写し 公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書等 ただし、お借入金額が 100 万円以下の場合は、所得証明書等を不要とします。 ＊勤続２年未満の給与所得者の方に限り、給与明細票(写)でも代替が可能です。 ③就学確認書類 子弟等の就学が確認できる書類の写し 合格通知書、在学証明書、学生証 等
11. 手数料･保証料	・諸費用は、別途ご負担いただきます。 ・保証料は金利に含まれます。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）－もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。